制定 平成17年4月28日 規則第2号 改正 平成21年7月17日 規則第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条において準用する 法第171条本文の規定に基づき、田辺市周辺衛生施設組合(以下「組合」という。)に出納 員を置く。

(出納員)

第2条 出納員は、組合事務局の次長の職にある者(以下「次長」という。)をもって充てる。 ただし、次長が法第292条において準用する法第172条第1項の職員に該当しないとき、又は 次長に事故があり、若しくは次長が欠けたときは、組合事務局の職員のうち、事務局長以外 の上席の職員であるものとする。

(任免)

第3条 出納員は、辞令の交付を行わずに前条の規定により指定した職にある間、任命された ものとみなす。

附則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年7月20日から施行する。